

かなや明恵峽温泉大規模改修及び民営化事業
特定事業選定について

令和6年10月有田川町

第1 特定事業の選定に係る評価の趣旨

有田川町（以下「本町」という。）は、令和6年10月4日に実施方針を公表した「かなや明恵峡温泉大規模改修及び民営化事業実施方針（以下「本事業」という。）」について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条に基づき、特定事業として選定するにあたり、実施することが適切であることを確認するための評価を行った。

なお、本資料で用いる用語は、特段の定めがない限り、「かなや明恵峡温泉大規模改修及び民営化事業実施方針」の定めに従う。

第2 選定の基準及び評価の方法

1. 選定の基準

本事業を特定事業として実施することにより、本町が自ら事業を継続する場合と比べ、事業期間を通じて、効率的かつ効果的に実施できることを選定基準とした。

2. 評価の方法

本事業では、RO方式とコンセッション方式を組み合わせ、民間事業者の創意工夫による事業展開と持続可能な運営形態の確保を目指すことから、事業の実現可能性や収益性、また地域への波及効果など定性的部分も含め総合的に評価を行うこととする。

第3 評価内容

本事業を特定事業として実施することにより、以下の効果を期待することができる。

1. かなや明恵峡温泉を温浴施設として最大限活用し、利用者に癒しや健康増進の機会を提供し、さらにはにぎわい創出及び地域活性化を図ることができる。
2. かなや明恵峡温泉が拠点となり、有田川町全体の観光誘客を図ることができる。これにより温浴施設のみだけでなく町内の商店等への波及効果が見込まれ、地域の魅力を発信することができる。
3. 民間事業者が持つ独自のビジネスモデルの立案、施設の運営・維持管理に関するノウハウを最大限活用することができる。
4. 改修設計・改修工事、維持管理・運営を一括して民間事業者に発注することにより、施設の維持管理・運営を見据えた施設整備が可能となり、施設の利便性・機能性の向上が期待できる。
5. 公共施設等運営権制度を採用することにより、多様な利用者のニーズに応じたサービス提供を柔軟に行うことなど、自由度の高い施設運営が可能となり、最小の経費で最大の効

果を上げることが期待できる。

6. 公共施設等運営権の設定後は、修繕や維持管理は民間事業者の負担となるため、本町の維持管理費用の縮減が期待できる。また、将来的には、民間事業者から公共施設等運営権対価を得ることも期待される。

第4 結論

本事業は、特定事業として実施することにより、評価内容に提示した様々な効果が期待できる。よって、本事業を特定事業として実施することが適切であると認め、P F I 法第7条に基づき、特定事業として選定する。